

福岡県小郡市「叶え星文様」マーク使用規約

「叶え星文様」マークの使用規約は下記のとおりとする。

1. 使用手続きについて

「叶え星文様」マークを使用する者は、事前に「叶え星文様」使用届出書（別途様式）を小郡市環境経済部商工・企業立地課商工観光係（以下、事務局）へ提出すること。提出する際に「叶え星文様」マークの使用状況がわかる説明書（広報原稿や商品の詳細等がわかるもの）を必ず添付すること。

2. 使用許可について

提出された使用届出書（別途様式）、説明書等を事務局で受理し、適当であると認めるときは、「叶え星文様」マークデータを交付することで使用を承認したものとする。

3. 使用方法について

「叶え星文様」マークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 「叶え星文様」には、願いを叶えたい人の気持ちに寄り添える小郡市でありたいという思いが込められているので、その思いに準じ、尚且つシティプロモーションにつながる活動、取組みとする。
- 2) 「叶え星文様」マークのイメージを損なう使用をしないこと。
- 3) 「叶え星文様」マークを拡大縮小することは可能とするが形状・色の変更は認めない。
- 4) 「叶え星文様」マークのデータのコピーや第三者へのデータ提供を禁止する。
- 5) 「叶え星文様」マークは下記に示す7タイプの中から選択し利用できる。



タイプ1



タイプ2



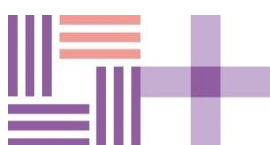
タイプ3



タイプ4



タイプ5



タイプ6



タイプ7

- 6) 「叶え星文様」マークのデータ受け渡しはメールで行う。メールアドレスを持たない場合は、空の記録媒体（CD や USB 等）と返送用封筒を同封の上、事務局へ送付すること。なお、発送上での記録媒体の紛失・破損等については申請者自己責任とする。
- 7) その他、事務局より使用条件を付された場合はその条件を遵守しなければならない。

4. 利用者について

「叶え星文様」マークを使用できる者は、事前に「叶え星文様」使用届出書（別途様式）を事務局へ提出し、受理された者とする。

5. 使用料金について

「叶え星文様」マークの使用料は、無料とする。

6. 使用承認の取り消しについて

以下のような使い方をすることはできない。万が一、不正利用が発覚した場合、「叶え星文様」マークの使用承認を取り消す。また必要な場合には使用物件の回収を求める等、然るべき対処をとる。

- 1) 法令または公序良俗に反するような方法や媒体等で使用すること
- 2) 「叶え星文様」マークを変形加工して使用すること
- 3) 特定の政党、宗教団体を支援するおそれがあるような方法で使用すること
- 4) 「叶え星文様」の活動趣旨に反するような方法で使用すること
- 5) 「叶え星文様」のイメージを損なう恐れがあるような方法で使用すること
- 6) その他、「叶え星文様」の使用が適当でない判断されるような方法で使用すること

7. 責任の制限について

「叶え星文様」マークの使用承認の取り消しがあった場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、小郡市はその責めを負わない。また、「叶え星文様」マーク使用承認を受けた者が「叶え星文様」マークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、小郡市は、損害賠償、損失補填その他法律上の責任を一切負わない。

8. 使用内容の変更について

使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、再度「叶え星文様」使用届出書（別途様式）を事務局へ提出し、その承認を受けなければならない。

9. 「叶え星文様」マークに関わる権利について

「叶え星文様」マークに関する一切の権利は小郡市に帰属する。

附則

- 1 この規定は 2021 年 7 月 1 日から施行する。